

明石市議会における災害発生時の議員行動マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、明石市議会における災害発生時の対応要領（以下「要領」という。）に定めた明石市議会議員（以下「議員」という。）の具体的な活動及び役割に関する行動マニュアルであり、議員はこのマニュアルに基づき、災害発生時の災害対応を行うものである。

第2 行動基準

1 初動期（発災から概ね24時間以内）

(1) 会議（本会議・委員会）開催中の場合

① 具体的対応

ア 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

イ 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所で待機する。安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

ウ 連絡会議への参加

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、同会議に参加する。

エ 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

オ 災害時の活動への協力・支援

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

(2) 会議（本会議、委員会）閉会中の場合

① 具体的対応

ア 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。なお、市外にいる時に災害が発生した場合は、自らの安否、居所及び連絡場所を連絡会議に報告し、被災状況を勘案しながら、速やかに市内に戻り、連絡が取れる態勢を確保する。

イ 連絡会議への参集

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、同会議に参集する。

ウ 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

エ 災害時の活動への協力・支援

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

2 中期（発災から概ね2～7日）

(1) 具体的対応

① 地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

② 災害時の活動への協力・支援（初動期から継続）

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

③ 市民への情報提供

災害情報を、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

④ 連絡会議への参集（初動期から継続）

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、同会議に参集する。

3 後期（発災から概ね8日以降）

(1) 具体的対応

① 地域の被災状況の把握・情報提供（初動期から継続）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。

② 災害時の活動への協力・支援（初動期から継続）

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

③ 市民への情報提供（中期から継続）

連絡会議から得た災害情報を、掲示板への掲出や市議会ホームページを通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

④ 連絡会議への参集（初動期から継続）

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、同会議に参集する。

第3 行動時の留意事項

- 1 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、このマニュアルよりも優先して人命救助等にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。
- 2 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、食料、飲料水等を携帯して行動すること。
- 3 このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議で協議のうえ決定する。